

# 生活福祉資金貸付制度について

令和元年11月13日

全国社会福祉協議会 民生部 伊藤 浩司

- I. 生活福祉資金貸付制度の概要
- II. 資金種類と活用事例
  - 1. 総合支援資金
  - 2. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
  - 3. 教育支援資金
  - 4. 不動産担保型生活資金
- III. 生活福祉資金の貸付状況について
- IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について

# I . 生活福祉資金貸付制度の概要

# I. 生活福祉資金貸付制度の概要

## 1. 目的

- 「資金の貸付」と「必要な相談支援」を行い、借受世帯の自立を図ること

## 2. 実施主体

- 実施主体は都道府県社協で、相談窓口対応等業務の一部を市町村社協に委託することが可能

## 3. 貸付対象

世帯	対象内容
低所得世帯	◆ おおむね市町村民税非課税程度の低所得の世帯。ただし各県の実態に即した弾力的な運用が認められている。
障害者世帯	◆ 身体障害者、知的障害者、精神障害者で手帳の交付を受けている者や障害者総合支援法によるサービスを利用する者等の属する世帯。 ◆ 低所得であることは要件とされていない。
高齢者世帯	◆ 65歳以上の高齢者の属する世帯。福祉資金は日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限られている。 ◆ 高齢者を含む4人世帯でおおむね年収600万円程度の世帯。

## 4. 財源等

- 全額公費が財源
  - ・ 貸付は償還により貸付原資を循環させることで限られた財源を有効活用
  - ・ 償還の見込みが立つか、適切な審査が必要 ⇒ 一定の時間がかかる

※他制度利用優先の原則 ・ 貸付＝社協だけで回すと結果的に「たらい回し」となる可能性

## 5. 資金種類

- (1)総合支援資金
- (2)福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- (3)教育支援資金
- (4)不動産担保型生活資金

## Ⅱ. 資金種類と活用事例

1. 総合支援資金
2. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
3. 教育支援資金
4. 不動産担保型生活資金

## II. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金①」

### (1) 概要

- 失業と同時に住居（住まい）を失った人の生活を支援すること等を目的に、平成21年10月に創設され、以下の3種類の貸付け費目を有する。
- 複合的な課題を有している相談者が多いことから、平成27年度の生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、自立相談支援事業の利用が原則要件化され、就労支援の充実が図られることとなり、より効果的な貸付が期待されている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
生活支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活再建までの間に必要な生活費用</li> </ul>	低所得世帯	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・ 貸付期間：原則3月、最長12月以内（延長3回）	最終貸付日から6月以内	【償還期限】 ・ 据置期間経過後10年以内  【貸付利子】 ・ 連帯保証人あり無利子 ・ 連帯保証人なし年1.5%
住宅入居費	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</li> </ul>		40万円以内	貸付けの日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から6月以内	【連帯保証人】 ・ 原則必要ただし、連帯保証人なしでも貸付可
一時生活再建費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費</li> <li>・ 滞納している公共料金等の立て替え費用</li> <li>・ 債務整理をするために必要な経費等</li> </ul> </li> </ul>		60万円以内		

## II. 資金種類と活用事例「1. 総合支援資金②」

### (2) 事例「総合支援資金滞納中に家計改善支援事業等の支援を受けた事例」

#### (i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	45歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入 ○本人 ○実母 72歳 無職 年金収入9万円 ○弟 41歳 無職 ○弟 39歳 派遣社員 収入16万円				⑤滞納状況、債務状況	

★ポイント  
滞納が続く世帯を生活困窮者自立支援制度につなげ、連携支援を行うことで償還につなげる。

#### (ii) 支援の内容

##### ①相談に至った経緯（相談者の課題）

- もともとは他県で派遣社員として就労していたが、契約期間満了のため地元へ戻る。
- 失業給付を6か月間受給しながら求職活動するが、仕事が決まらず、母や弟の援助もあったが生活費が不足。
- 総合支援資金を借り入れたが、それでも仕事が決まらず、しばらくは弟の援助で生活。
- その後、精神疾患となり、障害年金を受給することとなったが、就労や金銭管理が上手くいかず、生活福祉資金の滞納だけではなく、生活全般が困窮状態となっていた。

##### ②最初の相談先 / 障害者相談支援センター

##### ③支援の概要

- 社会福祉協議会
  - ・生活費の貸付 総合支援資金 生活支援費 60万円 (20万円×3か月)
  - ・通帳預かり支援
- 家計改善支援機関（社協）
  - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関（社協）
  - ・就労相談、支援機関との調整

##### ④支援後の状況

- 家計改善支援機関と社協の支援で、年金受給の通帳の管理や償還計画の見直し等の立て直しを図り、生活福祉資金の償還は口座振替とし、償還完了となった。
- 現在は、就労継続支援B型事業所にて就労。償還が完了したことにより、年金収入+就労収入で生活。

## II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）①」

### (1) 概要

- 日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用を貸付ける資金で、昭和30年の制度創設時からある資金。
- 民生委員の調査書（意見書）の提出が必須となっている等、民生委員との協力関係が強い資金といえる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	低所得世帯  障害者世帯  高齢者世帯	580万円以内  ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内	<b>【償還期限】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 据置期間経過後20年以内</li> </ul> <b>【貸付利子】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連帯保証人あり無利子</li> <li>・ 連帯保証人なし年1.5%</li> </ul> <b>【連帯保証人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則必要ただし、連帯保証人なしでも貸付可</li> </ul>

## II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（福祉費）②」

### (2) 費目の詳細

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間	貸付決定件数 (H29)
・ 生業を営むために必要な経費	460万円	6月	20年	11
・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年	362
・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年	117
・ 福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年	42
・ 障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	同上	8年	285
・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	同上	10年	0
・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年	133
・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年	10
・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年	29
・ 冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年	75
・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年	512
・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年	64
・ その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年	2,114

## II. 資金種類と活用事例 「 2. 福祉資金（福祉費）③」

### （3）事例「父親の葬儀費用のために福祉費を貸付けた事例」

#### （i）相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	39歳	③職業	パート（コンビニ）
④世帯構成、職業、収入				⑤滞納状況、債務状況	
○本人	収入9万円	○実父	80歳 無職 年金収入 5.5万円 幼少期より脳性麻痺 現在は両上下肢機能全廃、頸椎症性脊髄症による 体幹機能障がい（座位不能）	○入院費	50万円
○実母	76歳 無職 年金収入 5.35万円 高血圧、腰痛治療中			○介護サービス料	2.4万円
				○固定資産税	8万円
				○後期高齢者医療保険料	3千円
				○携帯電話料金	3.5千円
				○国保税（娘）	1万円
				○電話代	9千円

★ポイント  
他の貸付や給付事業、支援等を活用し、  
借受人の負担を軽減する。

#### （ii）支援の内容

##### ①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 父の入退院繰り返しで医療費が家計を圧迫し、各所に滞納が発生している。
- 父が退院するにあたり、退院後の療養の仕方、転居、娘(本人)転職など家計管理を含めた総合的な相談・支援が必要。
- 家計面談による支援を始めた矢先、父親が亡くなり、葬儀費用の捻出が難しくなる。
- 娘は、家計を助けるため、昼夜を問わず働いている。

##### ②最初の相談先 / 市役所より自立相談支援機関に介入依頼

##### ③支援の概要

- 社会福祉協議会
  - ・葬儀費用の貸付 27.6万円
- 家計相談支援機関（グリーンコープ）
  - ・父亡後の収支の聞き取りと見直し
  - ・亡父の残医療費や各種滞納分の分納依頼
  - ・独自貸付 1万円（緊急の生活費）
- 自立相談支援機関（社協）
  - ・娘の転職支援  
（ハローワークと協働した就職支援、離職日の調整）
  - ・県内の社会福祉法人による社会貢献事業での公共料金支払支援

##### ④支援後の状況

- 各種滞納分は分納にて返済中。
- 家賃が高額であったため、家賃の安いアパートへ転居した（転居の際は、社協がトラックを出す等の協力を行う）。
- 社会保険・賞与があり、土日休日の清掃職に転職したことにより、金銭面・生活面での安定が図られつつある。
- 生活福祉資金は、なかなか償還できない時期もあったが、最近では生活が安定してきたこともあり、償還も再開されつつある。

## II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）①」

### (1) 概要

- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用（10万円以内）を貸付ける資金で、平成15年1月に創設された。
- 生活保護費や初回給与の支給までのつなぎ資金としての貸付が多くなっているが、滞納公共料金の支払いや就職活動時の交通費等、単に一時的な資金不足というだけでなく、背景に複合的な課題を抱えているケースも少なくなく、そうした意味で自立相談支援事業の利用が原則要件化されている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
緊急小口資金	・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円以内	貸付けの日から2月以内	【償還期限】 ・ 据置期間経過後12月以内  【貸付利子】 ・ 無利子  【連帯保証人】 ・ 不要

## II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）②」

### (2) 貸付目的

	打診あり	割合	打診なし	割合	合計	割合
ア.医療費又は介護費の支払等により臨時に必要な生活費	48	4.3%	144	8.0%	192	6.6%
イ.火災等被災に伴い必要な生活費	2	0.2%	7	0.4%	9	0.3%
ウ.年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費	337	29.8%	601	33.6%	938	32.1%
エ.会社からの解雇、休業等による収入減に伴い必要な生活費	108	9.6%	142	7.9%	250	8.6%
オ.滞納していた税金、国民保険料、年金保険料の支払により必要な生活費	17	1.5%	20	1.1%	37	1.3%
カ.公共料金の滞納分の支払	59	5.2%	45	2.5%	104	3.6%
キ.法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費(交通費等)	16	1.4%	6	0.3%	22	0.8%
ク.給与等の盗難によって必要な生活費	4	0.4%	9	0.5%	13	0.4%
ケ.初回給与までに必要な生活費	466	41.3%	667	37.3%	1,133	38.8%
コ.その他	71	6.3%	147	8.2%	218	7.5%
無回答	1	0	2	0	3	0
合計	1,129	100.0%	1,790	100.0%	2,919	100.0%

\* 「打診あり」・・・自立相談支援機関に最初に相談があり、自立相談支援機関から打診があったケース

\* 「打診なし」・・・生活福祉資金に最初に相談があったケース

## II. 資金種類と活用事例「2. 福祉資金（緊急小口資金）③」

### (3) 事例「初回給与までの生活費として緊急小口資金を貸付けた事例」

#### (i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	44歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入 ○本人 ○長男 8歳				⑤滞納状況、債務状況 ○固定資産税、国民健康保険料、住民税 36万円 ○家賃 7万円（2ヶ月分）	

★ポイント  
収入がない状況でも、生活困窮者自立支援制度の利用を前提に、貸付につながることもある。

#### (ii) 支援の内容

##### ①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 就労していたが、長男が一時的に通院（発達障害の可能性あり）が必要になり、通院の付き添いのため職場を退社。
- その後、すぐに仕事が決定したが、初回給与までの生活費が不足。
- 家賃や滞納分を心配し、安い借家へ引越すことを検討。

##### ②最初の相談先

##### ③支援の概要

- 社会福祉協議会
  - ・初回給与までのつなぎ貸付 10万円
- 家計相談支援機関（グリーンコープ）
  - ・家計管理支援
- 自立相談支援機関（社協）
  - ・支援機関との調整
- ハローワーク
  - ・就労支援

##### ④支援後の状況

- 固定資産税、国民健康保険料、住民税の分納と家賃滞納分は大家へ分納で返済確認。
- 現在より家賃の安い借家（2.7万円）へ引越す（児童扶養手当支給時と時期が重なり、それらを引越費用に充てた）。
- 生活福祉資金は滞納なく順調に償還。
- 現在は、元の職場より復職依頼を受け、元の職場へ戻り、また、結婚し新しい家庭を築いている。

## II. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金①」

### (1) 概要

- 高校や大学等へ就学するための入学金、授業料等の貸付。制度創設当初からある資金。
- 今日、深刻化する子どもの貧困対策としてその役割が高まっており、貸付決定件数は全資金種類のなかで最も多くなっている。
- 福祉費同様、民生委員との協力関係が強い資金。
- 来年度から、大学等への進学に際しては高等教育の無償化（「授業料等の減免」「給付型奨学金の拡充」）が、また、高校への進学に際しては「高等学校等修学支援金上限額の引き上げ」がそれぞれ行われる。
- ただし、入学前に入学金や前期授業料等が求められた場合や、給付金の水準を超える授業料の私立学校進学の場合は、教育支援資金の貸付が引き続き考えられる。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間	その他
教育支援費	<ul style="list-style-type: none"><li>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費</li></ul>	低所得世帯	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後 6月以内	【償還期限】 <ul style="list-style-type: none"><li>据置期間経過後20年以内</li></ul> 【貸付利子】 <ul style="list-style-type: none"><li>無利子</li></ul>
就学支度費	<ul style="list-style-type: none"><li>低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費</li></ul>		50万円以内		【連帯保証人】 <ul style="list-style-type: none"><li>原則不要</li></ul> ※世帯内で連帯借受人が必要

## II. 資金種類と活用事例「3. 教育支援資金②」

### (2) 事例「多子世帯で困窮状態が続く世帯へ教育支援資金を貸付けた事例」

#### (i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	34歳	③職業	アルバイト（コンビニ）
④世帯構成、職業、収入				⑤滞納状況、債務状況	
○本人 5.4万円				○銀行ローン（生活費） 299,869円 7,000円/月返済	
○夫 37歳 運送業 18万円（債務整理中）				○消費者金融（生活費） 394,593円 12,000円/月返済	
○長女 15歳 ○次女 14歳 ○三女 12歳 ○四女 10歳					
○長男 1歳 ※児童手当 6.5万円					

#### ★ポイント

教育支援資金は将来の就労収入を見込めることや  
貧困の連鎖防止の観点から、貸付につながりやすい。

#### (ii) 支援の内容

##### ①相談に至った経緯（相談者の課題）

- 長女の高校進学に伴い、就学にかかる費用の捻出が経済的に困難であったため、社会福祉協議会に教育支援資金の問い合わせがあり、生活福祉資金担当で対応する。
- 生活状況を確認していくと、本人が大病で入院・手術歴があり、その際の医療費の支払いや生活費で債務があることや、夫がその間に家事を行うことで満足に仕事に行くことができなかったことから、借金を重ねてしまった経緯があることが判明。（夫は現在、債務整理中）
- 生活状況や家族構成を考慮すると、生活面の課題やそこから派生する子供の養育面への影響も懸念されるため、自立支援機関にて継続的な支援を行うことや家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図りながら支援を行うことを確認した。

##### ②最初の相談先 / 社会福祉協議会

##### ③支援の概要

- 社会福祉協議会
  - ・長女の教育支援資金の貸付
 

教育支援費	522,000円
就学支度費	203,000円
- 家計改善支援機関（社協）
  - ・家計管理支援（家計表を用いながら、収支のバランスがとれるようアドバイスを行う。）
- 自立相談支援機関（社協）
  - ・増収に向けた就労支援を行い、会社見学、採用担当者との面会を行う。今後は現在の勤務先との調整を行い、転職する予定。

##### ④支援後の状況

- 現在の勤務先では不規則勤務であり、子供の養育時間も短くなりがちであるため、収入も安定し、決まった曜日・時間で働くことができる職場を紹介し、近日中に転職予定。
- 収入増を見据え、家計管理のアドバイスも継続する。
- 夫も仕事が安定し、計画的に返済を行っている。
- 子供の発達面の課題もあり、家庭児童相談室を中心に学校関係とも連携を図っている。

## II. 資金種類と活用事例「4. 不動産担保型生活資金」

### (1) 概要

- 低所得または生活保護受給高齢者に対し、居住用不動産を担保に生活費の貸付を行うもので、低所得世帯向け（一般向け）が平成14年12月、要保護世帯向けが平成19年3月に創設された。
- 不動産担保型生活資金は、高齢者が所有する不動産を有効活用した貸付を行うとともに、貸付後も住み慣れた住居に住み続けることができることから、高齢者の生活支援における有効な支援策の一つとなっている。

資金の種類		貸付条件			
		対象	貸付限度額	据置期間、償還期限、貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</li> </ul>	低所得高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の評価額の70%程度</li> <li>月30万円以内</li> <li>貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【据置期間】</li> <li>契約の終了後3月以内</li> <li>【償還期限】</li> <li>据置期間終了時</li> <li>【貸付利子】</li> <li>年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要</li> <li>※推定相続人の中から選任</li> </ul>
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金</li> </ul>	要保護高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%）</li> <li>生活扶助額の1.5倍以内</li> <li>貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>不要</li> </ul>

### Ⅲ. 生活福祉資金の貸付状況について

### Ⅲ. 生活福祉資金の貸付状況について①

- 平成21年に資金種類の統合・再編や貸付要件の緩和が行われるとともに、総合支援資金が新たに創設され、前年の1万件台から一気に6万件を超える件数となった。
- しかし、総合支援資金は、平成22年度の4.1万件の貸付をピークに減少、平成29年度は731件にとどまっている。
- 福祉費については、「その他一時的に必要な経費」が最も多く全体のおよそ半数以上を占め、その多くが生活保護受給世帯への生活必需品（冷蔵庫、エアコン等の健康に関わる家電製品等）購入に対する貸付となっている。
- 教育支援資金は1.4万件を推移している。これは入学金、授業料の貸付の延べ件数であり、貸付人数としては半数の6千人～7千人程度。学校種別ごとで見ると、高校進学時における貸付がおおよそ4割を占めている。

(金額単位:千円)

	総合支援資金		福祉資金(福祉費)		福祉資金(緊急小口資金)		教育支援資金		不動産担保型生活資金		要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		離職者支援資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年度	26,353	17,866,017	4,115	3,346,407	15,590	1,325,909	13,139	9,298,615	127	2,097,076	244	1,574,244	1,960	2,408,141	61,528	37,916,409
平成22年度	41,344	26,222,820	5,066	3,925,895	21,376	1,861,136	14,287	9,972,915	120	1,965,724	238	1,679,408			82,431	45,627,898
平成23年度	18,320	10,318,539	4,782	3,133,655	81,597	10,670,302	14,047	9,399,352	93	1,424,701	228	1,537,962			119,067	36,484,511
平成24年度	9,920	5,111,308	4,387	2,467,155	11,101	854,687	14,113	9,484,862	84	1,289,069	285	1,981,228			39,890	21,188,309
平成25年度	4,656	1,854,840	4,359	2,212,740	9,253	695,012	14,214	9,011,865	78	1,360,400	242	1,640,668			32,802	16,775,525
平成26年度	3,133	1,147,227	4,404	1,971,763	8,837	656,017	14,775	9,514,058	102	1,893,146	230	1,569,159			31,481	16,751,370
平成27年度	2,057	668,072	4,086	1,834,193	8,730	645,465	14,621	9,311,441	80	1,336,434	208	1,442,335			29,782	15,237,940
平成28年度	1,122	348,285	3,996	1,603,092	19,997	2,184,021	14,504	10,722,763	89	1,388,869	214	1,569,762			39,922	17,816,792
平成29年度	731	240,771	3,820	1,404,070	7,547	559,221	13,910	10,309,728	61	1,038,978	181	1,271,589			26,250	14,824,357
合計	107,636	63,777,879	39,015	21,898,970	184,028	19,451,770	127,610	87,025,599	834	13,794,397	2,070	14,266,355	1,960	2,408,141	463,153	222,623,111

# Ⅲ. 生活福祉資金の貸付状況について②

➤ 都道府県ごとの貸付実績に相当な格差が生じている（平成29年度実績）。

(単位:千円)

No	都道府県	総合支援資金		福祉資金(福祉費)		緊急小口資金		教育支援資金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	北海道	5	1,576	62	25,043	153	12,936	325	362,784
2	青森県	8	2,064	14	5,325	53	4,440	37	19,871
3	岩手県	15	3,281	97	39,073	188	15,142	454	454,580
4	宮城県	4	1,650	17	11,297	23	2,078	21	20,416
5	秋田県	4	723	20	12,558	48	3,925	62	63,457
6	山形県	8	1,506	75	25,565	84	6,058	234	182,377
7	福島県	11	3,883	22	8,760	283	20,075	107	74,231
8	茨城県	5	1,863	13	8,019	59	5,018	36	30,269
9	栃木県	8	2,950	20	17,837	14	1,177	45	35,685
10	群馬県	11	1,729	59	9,221	265	14,174	151	68,015
11	埼玉県	16	5,337	72	31,607	190	15,861	94	40,324
12	千葉県	13	4,299	206	102,010	889	64,953	924	663,947
13	東京都	11	6,043	177	72,220	192	11,833	2,172	3,639,407
14	神奈川県	3	1,029	91	44,423	128	11,541	1,070	454,628
15	新潟県	0	0	21	4,857	77	5,834	52	19,652
16	富山県	10	2,209	6	2,548	216	10,094	16	9,941
17	石川県	68	23,361	33	19,621	141	12,177	42	16,559
18	福井県	5	1,059	14	10,283	54	4,122	20	9,809
19	山梨県	0	0	3	734	6	550	4	698
20	長野県	9	2,612	27	12,748	70	5,947	76	42,234
21	岐阜県	6	1,099	30	8,569	202	15,163	52	16,448
22	静岡県	17	5,053	43	9,949	210	13,399	84	36,035
23	愛知県	3	960	74	32,422	140	6,962	132	78,048
24	三重県	7	1,546	49	17,495	163	8,290	121	97,499
25	滋賀県	18	8,753	77	33,641	114	9,753	215	189,138
26	京都府	34	10,431	280	80,890	104	9,552	1,562	573,373
27	大阪府	114	45,650	762	232,413	591	49,475	2,160	931,319
28	兵庫県	49	12,282	127	19,887	131	11,293	839	526,984
29	奈良県	13	6,938	78	22,426	166	11,740	139	81,858
30	和歌山県	37	7,582	28	5,130	21	1,728	58	78,836
31	鳥取県	13	3,244	26	21,770	46	3,652	22	10,624
32	島根県	3	638	47	30,430	36	3,262	78	58,027
33	岡山県	0	0	12	1,216	9	720	8	3,884
34	広島県	4	947	48	11,928	77	4,154	47	27,854
35	山口県	8	1,815	25	11,363	75	6,017	32	6,008
36	徳島県	1	291	18	8,524	37	2,150	30	30,650
37	香川県	0	0	11	6,113	264	15,797	24	8,272
38	愛媛県	0	0	43	12,282	210	14,493	31	28,478
39	高知県	1	555	49	15,443	54	3,576	72	26,169
40	福岡県	103	44,209	336	95,329	875	71,880	1,334	714,092
41	佐賀県	0	0	4	2,188	9	655	1	500
42	長崎県	6	920	93	84,174	0	0	450	330,263
43	熊本県	2	551	47	16,238	12	853	28	15,939
44	大分県	10	4,340	140	48,298	453	32,319	86	40,570
45	宮崎県	2	573	29	9,830	40	3,756	113	51,087
46	鹿児島県	4	1,010	95	29,308	146	12,301	113	73,980
47	沖縄県	62	14,210	200	73,065	229	18,346	137	64,909
合計		731	240,771	3,820	1,404,070	7,547	559,221	13,910	10,309,728

(単位:千円)

No	都道府県	不動産担保		要保護不動産担保		総合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	北海道	0	0	20	105,528	565	507,867
2	青森県	0	0	5	16,261	117	47,961
3	岩手県	0	0	2	9,807	756	521,883
4	宮城県	0	0	0	0	65	35,441
5	秋田県	0	0	0	0	134	80,663
6	山形県	0	0	1	4,235	402	219,741
7	福島県	0	0	1	11,200	424	118,149
8	茨城県	1	11,748	8	47,838	122	104,755
9	栃木県	0	0	4	18,018	91	75,667
10	群馬県	1	7,910	5	28,460	492	129,509
11	埼玉県	8	165,403	14	99,530	394	358,062
12	千葉県	4	54,334	12	104,349	2,048	993,892
13	東京都	13	295,330	14	140,732	2,579	4,165,565
14	神奈川県	6	90,290	11	106,942	1,309	708,853
15	新潟県	0	0	1	5,600	151	35,943
16	富山県	0	0	0	0	248	24,792
17	石川県	1	13,706	3	18,641	288	104,065
18	福井県	0	0	0	0	93	25,273
19	山梨県	0	0	0	0	13	1,982
20	長野県	0	0	3	20,832	185	84,373
21	岐阜県	0	0	3	21,527	293	62,806
22	静岡県	4	87,934	4	27,867	362	180,237
23	愛知県	2	45,122	9	92,481	360	255,995
24	三重県	0	0	1	8,792	341	133,622
25	滋賀県	0	0	0	0	424	241,285
26	京都府	0	0	0	0	1,980	674,246
27	大阪府	10	129,857	12	63,889	3,649	1,452,603
28	兵庫県	2	30,695	0	0	1,148	601,141
29	奈良県	0	0	1	11,200	397	134,162
30	和歌山県	0	0	2	8,678	146	101,954
31	鳥取県	0	0	1	5,642	108	44,932
32	島根県	0	0	1	13,818	165	106,175
33	岡山県	0	0	2	13,346	31	19,166
34	広島県	1	11,550	2	8,974	179	65,407
35	山口県	1	7,770	2	7,441	143	40,414
36	徳島県	0	0	0	0	86	41,615
37	香川県	0	0	0	0	299	30,182
38	愛媛県	2	22,190	9	49,307	295	126,750
39	高知県	0	0	0	0	176	45,743
40	福岡県	4	58,111	17	118,475	2,669	1,102,096
41	佐賀県	0	0	0	0	14	3,343
42	長崎県	0	0	0	0	549	415,357
43	熊本県	0	0	4	28,805	93	62,386
44	大分県	1	7,028	4	29,741	694	162,296
45	宮崎県	0	0	0	0	184	65,246
46	鹿児島県	0	0	1	3,971	359	120,570
47	沖縄県	0	0	2	19,662	630	190,192
合計		61	1,038,978	181	1,271,589	26,250	14,824,357

※ 実施状況調により厚生労働省が集計した数値。

## IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について

# IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について①

## 1. 年金担保貸付事業廃止に伴う対応

- 年金担保貸付事業は、年金受給者に対し年金受給権を担保に資金を融資する事業。
- 年間利用件数は9万件を超え、うち7割がリピーター。
- 同事業は2022年3月末をもって新規の申込受付が終了することが決定しており、リピーターの数から勘案すると生活費のやりくりが困難となる者が一定数にのぼることが考えられる。

【社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（平成29年12月15日）より抜粋】

年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

### 年金担保貸付制度と生活福祉資金貸付制度の比較

○ 年金担保貸付の受付窓口は約20,000店舗(受託金融機関)と生活福祉資金貸付の約2,000か所(市区町村社協)を大きく上回っている。年金担保貸付の利用件数や年間貸付額の規模は、生活福祉資金貸付の3~4倍。

	年金担保貸付制度	生活福祉資金貸付制度
法的根拠等	独立行政法人 福祉医療機構法 (平成14年法律第166号)	生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働事務次官通知)
制度趣旨	厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う。	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立等を図り、安定した生活を送れるようにする。
実施主体	独立行政法人福祉医療機構	都道府県社会福祉協議会(市区町村社会福祉協議会)
受付窓口	受託金融機関(約20,000店舗)	市区町村社会福祉協議会(約1,800か所)
貸付対象者	国民年金及び厚生年金保険の受給者	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯
貸付限度額	次のうち最も低い額 年金額の0.8倍以内/各年金支払期の返済額の15倍以内/200万円(生活必需品は80万円)	福祉資金の場合 (1)福祉費:10万円~580万円以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金:10万円以内
償還方法	原則、定額返済額の15倍≒約2年6か月以内	福祉資金の場合 (1)福祉費20年以内(資金目的によって異なる) (2)緊急小口資金 12か月以内
償還期間	元利均等償還	原則、元利均等償還
貸付利率	1.9%	原則、無利率(保証人なしの場合1.5%)
利用件数	91,221件	29,782件
年間貸付額	494.5億円	152.3億円

28

### 年金担保貸付事業の貸付状況(年次推移・用途別実績)

- 平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたる貸付限度額の引き下げ等により、貸付件数、貸付金額ともに縮減傾向にある。
- 平成28年度の用途別の実績をみると貸付件数、貸付金額ともに「生活必需品の購入」がもっとも多く、件数は全体の36.1%、金額は29.3%を占めている。

#### 1. 年金担保貸付事業の貸付実績の推移



#### 2. 年金担保貸付事業用途別貸付実績(平成28年度)



(出典)厚生労働省年金総務課調べ

# IV. 家計改善支援事業と生活福祉資金貸付事業の連携について②

## 2. 「生活福祉資金貸付制度と生活困窮者自立支援制度の連携マニュアル」における対応

- 平成27年3月に厚生労働省から発出された同マニュアルが、平成31年3月に改訂された。家計改善支援事業に関する主な部分は以下の通り。

### ①全ての資金種類において家計改善支援事業は有効

総合支援資金や緊急小口資金に限らずその他の資金においても、家計改善支援事業の利用により、過剰な貸付とならないような必要最小限の貸付額の把握や貸付決定後の償還計画を踏まえた家計表の作成を行うことは、償還率の向上やさらなる状況悪化の未然防止、本人の経済的自立や生活意欲の助長を促す観点から有効な取り組みである。

### ②貸付だけではなく家計改善支援事業で受け止めていくことが重要

年金収入だけでは生活費を賄えないなど一時的な資金需要に対応するだけでは本質的な解決につながらない家計に課題を抱えた高齢者等に対しては、貸付と併せて家計改善支援事業でしっかりと受け止めていくことが重要である。

### ③家計改善支援事業との連携貸付による柔軟な貸付への期待

現状では償還が見込まれず貸付けが困難な生活困窮者であっても、貸付と一体的に自立相談支援事業や家計改善支援事業による支援を受け、プランに就労開始や増収の時期が具体的に盛り込まれるなど今後の償還や生活再建が見込まれる者に対しては、これらの事業の実施機関その他の関係機関から継続的な支援を受けることを前提に柔軟な貸付けを行うことが可能になることが期待される。